

「むろのき通信」

～鞆町内の広島県と福山市の事業についてお知らせします～

第1号【不定期発行】
2021（令和3）.6.16

発行：広島県東部建設事務所
鞆地区まちづくり推進事業所、
福山市建設局土木部港湾河川課

発行にあたり

これまで、県・市において鞆地区のまちづくりを進めるために、「高潮対策等の防災事業」や「町なかの交通処理対策や無電柱化等の道路事業」、市の「街なみ環境整備事業」等を実施してきました。

今年度からは、更に、山側トンネル及び関連事業が本格的に動き出します。これを機に、地域の皆様により多くの県・市の事業についての情報を知っていただけるよう、「むろのき通信」を発行することといたしました。

第1回目は、「鞆出張所の開設」「平地区での道路工事」「今年度の主な予算」などについてお知らせします。

平地区で「接続道路」の工事が始まります

今年度、広島県では山側トンネルの本体工事に着工することを目指しています。本体工事に先立ち、平地区において県道鞆松永線の山側トンネルにつながる「接続道路」の工事に、着手いたします。

皆様には、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

施工業者：アマノ企業株式会社

現場代理人：竹内 寛

連絡先：080-4060-7502

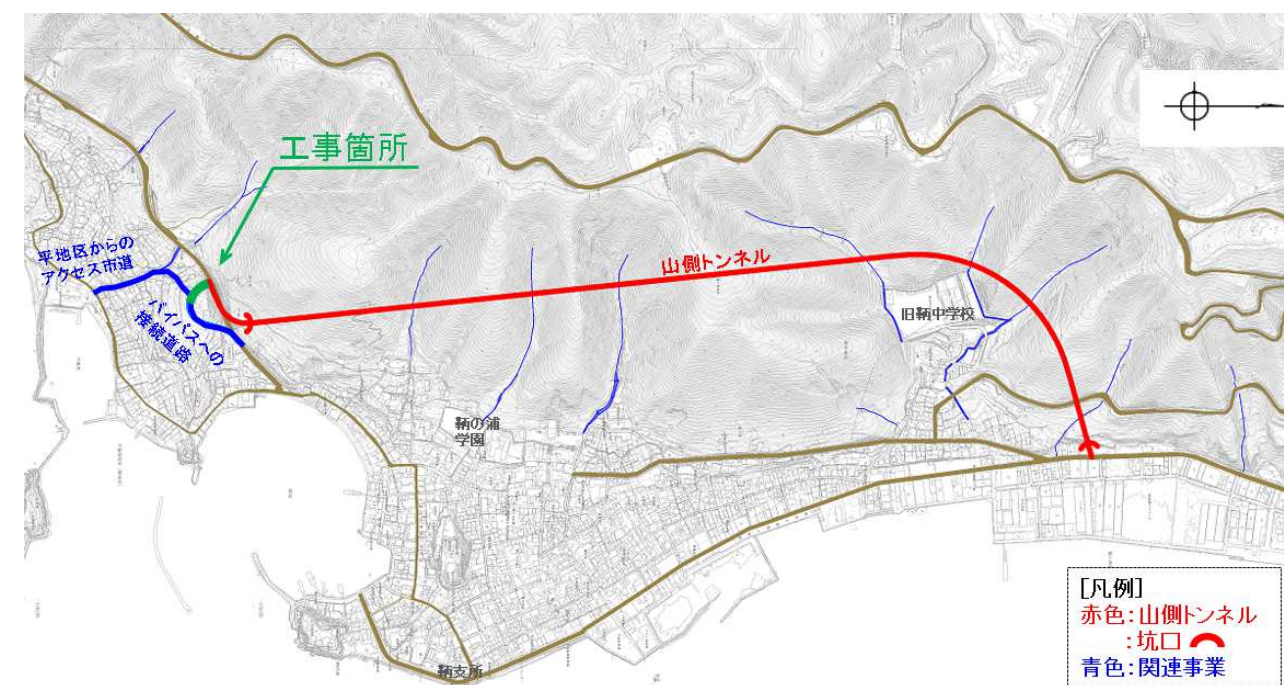
鞆出張所を開設しました

この度、広島県では山側トンネルなどの県事業が本格化することから、より地域に密着した対応を目指し、鞆コミュニティーセンター内に「東部建設事務所 鞆出張所」を開設しました。

ご用の方は、お気軽にお立ち寄りください。



住所：福山市鞆町後地 1208 番地
連絡先：084-982-2701
(不在時：084-921-1311)
業務時間：午前9時30分～午後4時30分
(現場監督等で不在の場合もごさいます。)



※工事に伴い、現道部分の片側交互通行を実施することになります。
詳細は裏面に掲載してありますので、そちらをご覧ください。

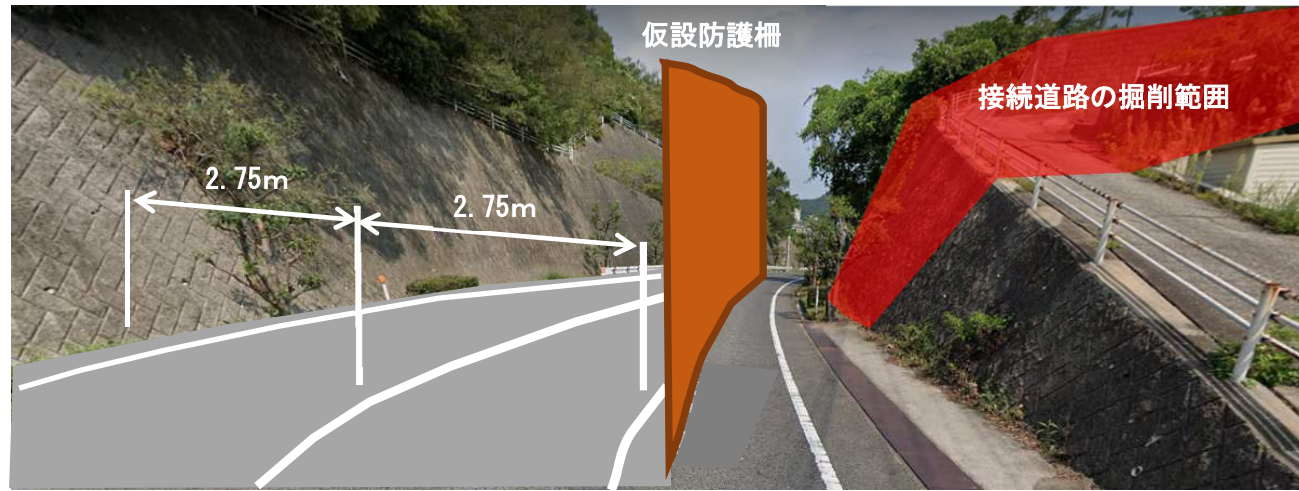
片側交互通行の実施について

工事中に一般車両が安全に通行できるよう、接続道路の掘削の際に、土などが車道に落ちないための仮設防護柵を設置します（下記参照）。

仮設防護柵を設置するまでの間、片側交互通行を実施することになり、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解のほど宜しくお願いします。

期間：令和3年6月23日～7月下旬【9：00～16：00】（予定）

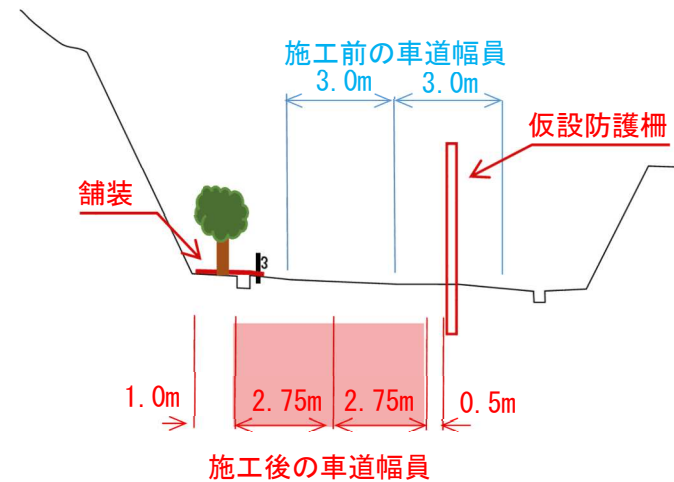
（※天候などにより変更する場合がございます。）



仮設防護柵設置後の車線の切り替え（イメージ）



仮設防護柵（イメージ）



施工手順

- ① ガードレール・植樹を撤去
 - ② 舗装を実施
 - ③ 仮設防護柵の設置
 - ④ 防護柵設置後は赤色車道幅員部分を走行
- ※①～③までは片側交互通行となります。
〔片側交互通行期間中の安全対策〕
作業中は、交通誘導員を配置します。

広島県と福山市の今年度の主な予算

広島県 軀まちづくり関連の主な事業

区分	事業内容	予算額（千円）
町なかの交通処理対策	バイパス機能としての山側トンネル及び関連事業の調査設計、用地買収、工事の実施	(債務 9,000,000) 1,298,000
	江之浦～焚場間の交通処理対策に必要な用地買収及び道路拡幅工事等の実施	151,000
防災対策	西町・道越地区及び江之浦～焚場地区における護岸の工事等の実施	465,000
交通・交流拠点等の整備	交通・交流拠点等の工事等の実施	872,000
寄付募集のための情報発信等	軀のまちづくりの取組に対する寄付を募るため、情報発信等を実施	18,083
合計		(債務 9,000,000) 2,804,083

福山市 軀まちづくり関連の主な事業（港湾河川課所管）

区分	事業内容	予算額（千円）
軀町平地区バイパスアクセス道路整備事業	平漁港付近から県道（接続道路）を結ぶ市道の改良（用地補償費）	130,000
（仮称）軀町平地区ふれあい広場整備事業	平漁港内を埋め立て、広場を整備（実施設計等）	30,000
明神農道改修事業	焚場地区から平地区に繋がる明神農道の改修（測量設計）	4,500
御幸水路改修事業	御幸地区を流れる御幸水路の改修（測量設計）	2,000
軀防災広場整備事業	西町内に計画する防災広場の整備（調査業務）	2,000
合計		168,500

梅雨の季節です！備えを忘れずに！

中国地方は、平年より22日早く梅雨入りしました。梅雨の時期は大雨による災害が発生しやすい時期です。避難場所の確認、備蓄品・非常持出品の準備や確認をお願いします。

令和3年5月20日から
避難指示で必ず避難
避難勧告は廃止です

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
4	避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)